### 発行者情報

# 【表紙】

【公表日】 2022年10月27日

【発行者の名称】 株式会社テクノクリエイティブ

(techno-creative CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役 三嶋 一秀

【本店の所在の場所】 熊本市中央区神水二丁目9番1号

【電話番号】 096-386-2360

【事務連絡者氏名】 執行役員 Co. プランニング部 部長 松田 英明

【担当J-Adviserの名称】 株式会社日本M&Aセンター

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅 卓

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される https://www.nihon-ma.co.jp/ir/ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】 03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】 当社は、当社普通株式を2022年11月18日にTOKYO PRO Marketへ

上場する予定であります。

当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資 家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証 券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定によ

り、発行者情報に相当する情報を公表いたします。なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】 株式会社テクノクリエイティブ

https://www.techno-creative.co.jp/

株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

### 【投資者に対する注意事項】

- 1. Tokyo PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Tokyo PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2.発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
- 4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

# 第一部 【企業情報】

# 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

# 第2 【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2	1期	第22期	第23期	第24期(中間)
決算年月	2019年	三9月	2020年9月	2021年9月	2022年3月
売上高 (千	円) 3	, 616, 032	3, 898, 932	4, 891, 886	2, 792, 014
経常利益又は経常損失(△) (千	円)	12, 543	△4, 949	617, 793	160, 862
当期(中間)純利益又は当期(刊 純損失(△)	円)	14, 214	△91,814	377, 388	89, 363
資本金 (千	円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (2)	朱)	200	200	200	200
純資産額 (千	円)	152, 805	60, 990	367, 808	458, 329
総資産額 (千	円) 1	, 642, 596	1, 878, 179	2, 346, 223	2, 388, 662
1株当たり純資産額 (	9)	76. 40	30.49	183. 90	229. 16
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (	9)	_ (-)	_ (-)	35. 285 (35. 285)	_ (-)
1株当たり当期(中間)純利 ( 又は当期純損失(△)	9)	7. 10	△45. 90	188. 69	44. 68
法左性 式調敷 ※ 1 性 坐 た N	9)	_	-	1	1
自己資本比率 (	%)	9. 3	3. 2	15.7	19. 2
自己資本利益率 (	%)	9.8	_	102. 6	19. 5
株価収益率 (4	<b>当</b> )	_	_	_	_
配当性向 (	%)	_	_	18. 7	_
営業活動による キャッシュ・フロー (千	円)	_	241, 727	406, 557	△133, 470
投資活動による キャッシュ・フロー (千	円)	_	4, 051	222, 153	△367, 509
キャッシュ・フロー	円)	_	45, 837	△275, 656	191, 330
(甲间别木)/线局	円)	_	791, 608	1, 144, 662	835, 012
(禁員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	43)	892 [—]	1,008 [一]	1,239 [一]	1, 282 [-]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について は掲載しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
  - 4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、第21期、第23期及び第24期中は潜在株式が存在しないため、第22期は1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 5. 第22期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

- 6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 7. 第21期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を [ ] 外数で記載しております
- 9. 第21期及び第22期の財務諸表については、和泉監査法人による監査は受けておりません。
- 10. 第23期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、和泉監査法人により監査を受けております。また、第24期(中間)の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条5項の規定に基づき、和泉監査法人により中間監査をうけております。
- 11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日 以下「収益認識会計基準」という。)等を第24期事業年度の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首の利益剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。
- 12. 当社は、2022年6月15日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期(中間)純利益又は当期 純損失 ( $\triangle$ ) を算定しております。

なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

### 2 【沿革】

当社代表取締役三嶋一秀が、ITテクノロジーのニーズを事業に取り込むために、1999年9月に当社を 設立いたしました。当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年 月	沿革
1999年 9 月	株式会社テクノクリエイティブ設立
2000年3月	一般労働者派遣事業許可を取得
2005年3月	有料職業紹介事業許可を取得
2006年5月	プライバシーマーク取得
2006年6月	福岡支社を開設
2006年8月	東京支社を開設
2007年8月	SI事業スタート
2008年3月	SalesForce. com導入コンサルタント取得
2008年6月	マイクロソフト認定パートナー取得
2012年8月	名古屋オフィス(現名古屋支社)を開設
2013年4月	大阪オフィス (現大阪支社) を開設
2015年10月	TECHNO-CREATIVEビル落成・本社移転、熊本開発センター開設
2016年8月	福岡開発センター開設
2017年4月	製造請負優良適正事業者認定を取得
2018年7月	大分オフィス (現大分支店) を開設
2018年10月	株式会社ジー・イー・エヌよりアウトソーシング事業を事業譲受
2018年10月	資本金を5,000万円に増資
2018年10月	久留米営業所(現久留米支店)を開設
2018年10月	自社製品「Recruiting Assistant」、「LIBECAL」発表
2018年11月	北九州営業所(現北九州支店)・開発センターを開設

2019年3月	優良派遣事業者認定
2019年9月	大分開発センター開設
2019年10月	ブライト企業認定
2020年 9 月	IS09001認証を取得
2020年9月	IS027001認証を取得
2021年6月	北九州工場を開設
2021年8月	熊本県SDGs登録制度に登録
2022年4月	南関工場を開設

# 3 【事業の内容】

### (1) 総合エンジニアリング事業

当社は、「夢をかたちに・・・技術を未来に・・・」という企業ビジョンを掲げ、企業理念である「知恵と想像力により人に感動を与える企業」として、国内8拠点(熊本、東京、名古屋、大阪、福岡、北九州、久留米、大分)にて、「総合エンジニアリング事業」を展開しております。

なお、当社の事業は総合エンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しておりますが、当該事業はネットワークするマンパワー属性に応じて領域を2つに分けており、システム開発やインフラ基盤構築分野における「システムインテグレーション領域」、機械類や生産装置などの設計開発・製造を行う「エンジニアリング領域」で構成されております。当社の事業は、この2つの事業領域におけるワンストップの役務提供・モノ作りサービスの事業拡大に取り組むことで、これまでの経験と知識であらゆる状況変化に柔軟に対応しております。

システムインテグレーション領域では、システム開発やインフラ基盤構築分野におけるシステムインテグレーションを展開することで、あらゆる業種のお客様向けにワンストップのトータルITソリューションサービスを提供しております。近年では、コンシュマー向けのスマホアプリ開発や保育所向けの自社製品開発にも力を入れております。また、AI・IoT・ロボット・クラウド・5G等の最新のITトレンドに適応可能な先端IT人材を育成し、近年提唱されているデジタル・トランスフォーメーション(DX)時代のニーズに応えるべく、顧客のビジネス・組織・業務のあり方・人々の生活や働き方に変革をもたらす、最先端のモノづくり・ソリューションサービスの提供にチャレンジしております。

エンジニアリング領域では、国内外のメーカーを中心に、設計・組立・据付・保全等の生産工程におけるワンストップサービスを提供しております。モノづくりのメーカーを目指すために、請負事業に注力しております。現在は、半導体製造装置等のエレクトロニクス分野や、自動機等のファシリティ分野をメインとした事業展開を行っておりますが、電気自動車や次世代型エネルギー源の生産等のカーボンニュートラル分野においても専門性の高い組織を作り上げ、九州から全国展開への事業拡大を計画しております。また、自社工場の稼働に向けて、各現場における生産体制を集約し、さらなる生産性・独立性の向上を目指してまいります。

当社の総合エンジニアリング事業の主要顧客は、国内製造メーカー、社会インフラ系の業種や、これ

ら業種の仕入先企業であるコンピューターメーカー、電子機器・電子部品メーカーの業種であり、当社の事業拠点別における販売比率が高い業界は下図のとおりであります。

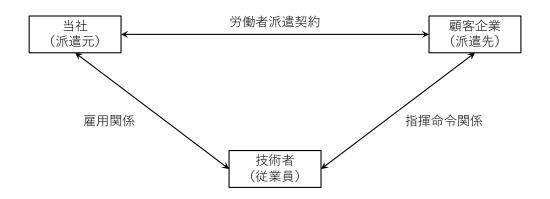
当社の事業拠点	当社の販売比率が高い業界
①熊本本社	半導体製造装置、二輪車、工作機械、医療、等
②東京支社	金融、官公庁、通信、等
③名古屋支社	自動車、物流、等
④大阪支社	地方自治体、物流、等
⑤福岡支社	金融、地方自治体、通信、物流、等
⑥北九州支店	鉄鋼、自動車、工作機械、等
⑦大分支店	半導体製造装置、鉄鋼、等
⑧久留米支店	半導体製造装置、物流、等

### (2) 顧客企業との契約形態

当社が行う事業の契約形態には、派遣契約、請負契約、準委任契約があります。

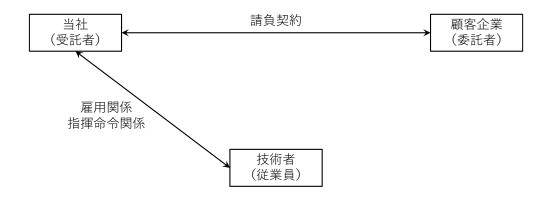
### ①労働者派遣契約

派遣契約の特徴は、当社(派遣元)と顧客企業(派遣先)とが分離しており、当社技術者(従業員)は顧客企業(派遣先)の指揮命令を受け、労働に従事いたします。



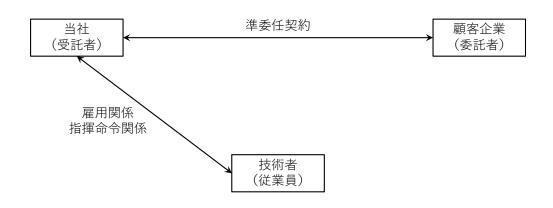
### ②請負契約

請負契約特徴は、当社(受託者)が顧客企業(委託者)から業務を受託し、その業務遂行の指示や技術者の労務管理等について、一切の責任を当社(受託者)が負い、仕事を完成させ成果物を納品するものであります。

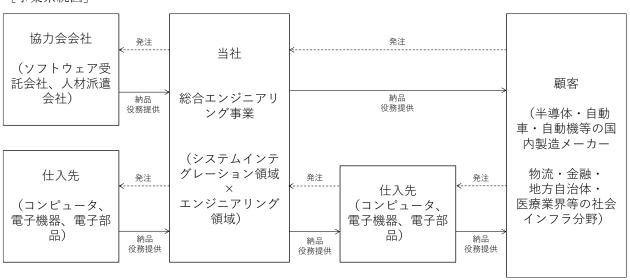


#### ③準委任契約

準委任契約の特徴は、当社(受託者)が顧客企業(委託者)から法律行為以外の業務を受託し、 その業務遂行の指示や技術者の労務管理等について、一切の責任を当社(受託者)が負い、業務を 遂行するものであります。準委託契約の目的は業務の遂行としているため、受託者は成果物の完成 責任を負いません。



### [事業系統図]



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(又は 被所有)割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社松濤	熊本市中央区	20,000	資産管理業	(100.0)	役員の兼任

<sup>(</sup>注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1, 326	37. 9	3. 1	2, 992

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及び通勤手当を含んでおります。
  - 2. 当社の事業は総合エンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

# 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

(1)業績

第23期事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

当会計年度における我が国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にありますが、基調としては持ち直してきております。海外経済におきましても、国・地域ごとにばらつきを伴いつつありますが、総じてみれば回復傾向にあります。また、企業収益や業況感は全体として改善を続けており、設備投資は一部業種に弱さがみられるものの、持ち直してきております。しかしながら、米国をはじめとする先進国の急速な景気回復や、アジア地域における感染再拡大の影響などから、半導体不足や海上輸送などの物流の停滞、サプライチェーン障害による部品調達難といった供給制約がグローバルにみられております。新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐにつれて、需要の偏りや生産・流通面でのボトルネックも解消に向かうとみられておりますが、供給制約の影響が想定以上に長引いたり拡大したりする場合には、経済が一段と下揺れするリスクが依然として存在しております。

当社を取り巻く環境といたしましては、前述の半導体不足による供給制約により、特に大手自動車メーカーにおける工場の操業停止が相次ぎ、関連業種においても生産調整といった間接的影響が発生しております。また、スマートフォン向けの部品のほか、家電製品やゲーム機などのエレクトロニクス産業においても半導体不足による悪影響が及んでおります。その一方で、当社の顧客企業である半導体製造装置メーカーは、一部部品の調達難による生産調整の影響はあるものの、半導体需要に伴う装置増産に向けた生産体制拡大を継続しております。

こうした状況の下、当社におきましては、顧客企業の生産体制強化に伴う人材需要のニーズに応えるべく、当期首より顧客企業への提案活動やエリア毎の採用基盤の整備など事業基盤の構築に注力して参りました。顧客企業の増産に伴う当社における受注環境が良化する状況を受け、全社を挙げて採用活動及び人材育成に注力して参りました。

これらの結果、売上高は4,891,886千円(前年同期比25.5%増加)、営業利益は316,610千円(前年同期は17,397千円の損失)、経常利益は617,793千円(前年同期は4,949千円の損失)、当期純利益は377,388千円(前年同期は91,814千円の損失)となりました。

なお、当社は総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第24期中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

当中間会計期間における我が国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症や、ウクライナ情勢等を受けた資源価格上昇による下押し圧力の影響から、一部に弱めの動きもみられますが、基調としては持ち直してきております。海外経済におきましても、国・地域ごとにばらつきを伴いつつありますが、総じてみれば回復傾向にあります。また、企業収益は全体として改善してきておりますが、業況感については、感染症や資源価格上昇の影響などから、このところ改善が一服しております。設備投資につきましては、一部業種に弱さがみられるものの、持ち直してきております。

我が国の主要経済指標は、1~3月期は、オミクロン株の流行とまん延防止等重点措置の適用に伴う自粛ムードの再燃を受け、サービス消費が下振れし、さらに、感染者・ 濃厚接触者の急増が製造業の生産活動を抑制したことから、実質GDP成長率は、前期比年率0%台に鈍化しておりますが、4~6月期以降は、まん延防止等重点措置の解除など経済活動が正常化に向かうなか、サービス消費が再び増加に転じる見込みで、供給制約の緩和を受けた

製造業の生産活動の回復も、輸出や設備投資を押し上げることで、高めの成長が実現する見通しとなっております。 しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻が国内経済に与える影響に注意が必要で、現時点では、コロナ禍からの 経済活動の正常化が進めば、景気回復が明確化するという見方は維持しているものの、情勢悪化の長期化で資源価 格の一層の高騰・高止まりや、国際金融市場の動揺、欧州経済の大幅な下振れとなれば、景気回復シナリオが崩れ る可能性もございます。

当社を取り巻く環境といたしましては、3月に福島県沖で発生した地震の影響で一時的に生産調整を実施する自動車メーカーや関連業種がみられた業界ものの、半導体などの供給制約の緩和やペントアップ需要を背景に基調としては持ち直しの動きが続く見通しとなっており、当社の顧客企業である半導体製造装置メーカーにおきましても、ペントアップ需要に伴う装置増産に向けた生産体制拡大を継続しております。また、コロナ禍におけるDX需要が追い風となっており、AI・セキュリティ関連・老朽化したシステムの刷新等のIT案件も拡大基調にございます。こうした状況の下、当社におきましては、前期に引き続き、顧客企業の生産体制強化に伴う人材需要のニーズに応えるべく、顧客企業への提案活動やエリア毎の採用基盤の整備など、事業基盤の構築を継続して参りました。顧客企業の増産に伴う当社における受注環境が良化する状況を受け、全社を挙げて採用活動及び人材育成に注力しております。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は2,792,014千円、営業利益は149,281千円、経常利益は160,862千円、中間純利益は89,363千円となりました。

なお、当社は総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (2)キャッシュ・フローの状況

第23期事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,144,662千円となり、前会計年度末に比べ353,054千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は406,557千円(前事業年度は241,727千円の収入)となりました。これは主に、当期純利益の増加によるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は222,153千円(前事業年度は4,051千円の収入)となりました。これは主に、保険 積立金の解約によるものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は275,656千円(前事業年度は45,837千円の収入)となりました。これは主に、借入金の返済によるものです。

#### 第24期中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は835,012千円となり、前会計年度末に 比べ309,649千円減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は133,470千円となりました。これは主に、法人税等の支払いによる支出203,148千円によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は367,509千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出369,974 千円によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は191,330千円となりました。これは主に、長期借入金の借入による収入345,000千円、長期借入金の返済による支出103,669千円によるものであります。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同中間期との比較分析は行っておりません。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (1) 仕入実績

第23期事業年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
総合エンジニアリング事業	2, 891	48. 7
合計	2, 891	48.7

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
  - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第24期中間会計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
総合エンジニアリング事業	2, 442	_
合計	2, 442	_

- (注) 1. 当社は、第24期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。
  - 2. 金額は、仕入価格によっております。
  - 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

# (2) 販売実績

第23期事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
総合エンジニアリング事業	4, 891, 886	125. 5
合計	4, 891, 886	125. 5

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
作于元	販売高(千円)	割合 (%)	販売高(千円)	割合 (%)
㈱荏原製作所	483, 718	12. 3	608, 996	12. 4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第24期中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
総合エンジニアリング事業	2, 792, 014	-
合計	2, 792, 014	_

- (注) 1. 当社は、第24期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。
  - 2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

扣手生	当中間会計期間		
相手先	販売高(千円)	割合 (%)	
㈱荏原製作所	344, 434	12. 3	

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 技術社員の増強と営業体制の拡充

取引高の大きい既存・定常の顧客からの安定受注を継続すると共に、新規顧客からの受注拡大に必要な要員を確保するために、技術教育に注力すると同時に、様々な案件に人材を柔軟かつ機動的に配置できるよう努めてまいります。具体的には、システムインテグレーション領域においては、プロジェクトマネージャー(PM)・プロジェクトリーダー(PL)・システムエンジニア(SE)等の上流工程が対応可能なエンジニアの採用・配置を進め、エンジニアリング領域においては、現場マネジャーやリーダーの採用・配置を進めてまいります。

また、新規顧客を開拓するために、当社の得意な技術分野での提案力を強化するために請負専門の部署や顧客向け専門部署等を設置し、営業社員と技術社員が一体となった受注体制の強化を図ってまいります。具体的には、システムインテグレーション領域においては、IT請負や顧客向けの専門部署を設置し、エンジニアリング領域においては、品質管理や安全衛生等の製造支援担当者の採用・配置を進めてまいります。

#### (2)プロジェクトの請負化・大規模化の推進

売上と収益の拡大を目指し、大型プロジェクトの一括請負を行うため、プロジェクト管理強化活動を推進しております。プロジェクト管理力を強化することにより請負業務のリスクを軽減し、大型プロジェクトの請負能力を強化してまいります。加えて、各技術工程を標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ると共に技術者教育を強化し、必要な技術を持つ技術者を流動的にプロジェクトに結集させるために、事業部間の連携も強化してまいります。

### (3)優秀な人材の育成・確保

当社の競争力の源泉である人材育成に関しましては、社内外研修やe-ラーニングを活用した、新人研修・階層別研修・技術研修・コンプライアンス研修等の社内教育を最優先事項として取り組んでまいります。また、採用活動においても、人材の多様性に配慮し広い視野で実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWEB面接を多用し、将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいります。

#### (4) 先端技術へのチャレンジ

近年、IoT・AI・クラウドコンピューティング・自動運転等の新技術が産業界に留まらず社会の仕組みまでを変えてしまうような状況が進行しており、デジタル・トランスフォーメーション(DX)をキーワードにポストコロナの社会を変える可能性に注目が集まっており、当社にとって大きなビジネスチャンスと捉えております。今後も、新技術の習得に向け積極的な人材育成と共に、新技術を活用した提案を加速させてまいります。

#### (5)働き方改革の実践

当社の従業員に対しては、政府の働き方改革の方針を受けた心身の健康とワーク・ライフ・バランスに配慮した 労務管理を実践してまいります。具体的には、安全衛生委員会を通じた職場・労務環境の管理と整備、プロジェクトマネジメントの強化による工程遅れやトラブルによる残業の増加防止等の施策について全社を挙げて進めると共 に、今般のコロナ禍で試行してきたテレワークにつきましても新しい時代の働き方の可能性の一つとして、今後も その有効性や実施可能性を検証してまいります。

#### (6) 財務体質の強化

当社の掲げる事業戦略の実現のためには、財務基盤の強化による安定的な資金調達が重要な課題となります。財務分析を行って自社の課題を把握し、健全な財務体質への改善及び財務管理体制の構築を行うことで、中長期的に安定した成長が可能な資金調達を行ってまいります。

#### (7) コーポレート・ガバナンスの推進

持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要と考え、的確かつ 迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全化、公 正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社全体で、リスク管理、内部統制、 コンプライアンスへの取り組みを徹底するとともに、経営環境の変化に対応した投資戦略・財務管理の方針の策定 や独立社外取締役の活用、取締役会の多様性など、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

### 4 【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、本書の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、当発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において 発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対して、当社では従業員の安全を第一に考え顧客企業と協力し、出退社時間や就業時間の変更や、在宅勤務での業務遂行の実施等により感染防止に努めております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による影響が大きくなり生産・流通・消費活動の 停滞による世界経済の減速が進行し続ける場合、人材ニーズの広範な低下を招き、当社の業績に影響を与え る可能性があります。

### (2) 人材の確保について

当社においては、顧客企業のニーズを把握しつつ人材の採用・確保に努めております。しかしながら、経済環境の急激な変化や当社の信用失墜等により顧客企業の求める人材を確保することが困難となるような状況が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 請負事業の運営について

当社は、請負契約に基づく役務の提供を行っておりますが、この場合には派遣契約とは異なり当社が業務執行指示を行い、管理監督責任及び成果物責任を負うことになります。

当社は、当該役務の提供において発生しうるリスクについて事前検討・準備の上で顧客企業と契約を締結し、更に提供するサービスの品質の維持に努めていますが、予期せぬ事態が発生した場合や納期に対する遅延や成果物の瑕疵等により、顧客企業との関係悪化や損害賠償等が発生した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (4) 法的規制について

当社の派遣事業は、労働者派遣法に基づいて事業を営んでおり、労働者派遣法及び関係諸法令による法的 規制を受けております。当社では、コンプライアンスを徹底し、管理部門、内部監査部門により関係諸法令 の遵守状況の把握・監視等に努め、必要に応じて対策指示を関係部門に実施しております。 さらに当社では、 定期的にコンプライアンス等に関する教育や案内を全社に実施し、社員の意識向上を図っております。

しかしながら、労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当した場合や、法令に違反する事 由が発生した場合、これらに関連して、当社の社会的信用の失墜や、当該規制への対応に際して、サービス 内容の変更や新たなコストが発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、将来これらの法令ならびに関連諸法令が社会情勢の変化などに伴って、改正や解釈の変更等があり、 それらが当社の事業運営に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があり ます。

会社名	許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
株式会社テク	労働者派遣事	厚生労働省	派43-010037	2000年3月1日	2023年2月28日
ノクリエイテ	業				
ィブ	有料職業紹介	厚生労働省	43-ユ-300014	2005年3月1日	2023年2月28日
	事業				

#### (5) 新技術・新サービスへの対応の遅れによるリスクについて

当社の総合エンジニアリング事業が展開している技術業界は、絶えず技術革新がなされ、それに伴う新サービスの提供も頻繁に行われております。当社は、常に市場動向を注視し技術革新への対応を講じておりますが、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、あるいは想定していない新技術・新サービスが普及した場合、当社製品の陳腐化、競争力の低下を招くおそれがあり、その結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 自然災害の発生に伴うリスクについて

巨大地震や大型台風などの自然災害の発生により、当社の主要な事業所などが壊滅的な損害を被った場合や従業員の多くが被害を受けた場合は、その修復又は対応のために巨額な費用を要するなど当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (7) 個人情報の管理について

当社は、社員、技術者、求職者等多くの個人情報を取り扱っており、その適正な管理を行うために個人情報管理規程や関連する諸規程を定め、従業員教育、関連事項の情報配信等により従業員の情報管理に対する意識を高めております。このような取り組みにも関わらず、個人情報の漏洩等の不測の事態が生じた場合、損賠賠償請求や社会的信用失墜等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 社員の常用雇用について

当社の社員は、有期雇用で契約する者だけでなく、無期雇用で契約している者も多くおります。一方で顧客企業との業務契約は有期限となっております。当社は、顧客企業のニーズに適応するための教育研修や新たな顧客企業の開拓等を通じて、社員に対して常に就業案件が提供できるように努めておりますが、経営環境の急激な変化や当社の信用失墜によって、一斉に契約の終了や顧客企業からの発注が停止されるような事態が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 競合、新規参入、参入障壁について

当社の事業領域については、既に上場している会社を含めて競合会社が多数存在しているため、受注競争が厳しくなり、同業他社の低価格戦略や取引先からの値下げ要請を受ける可能性もあります。当社は、提供する技術サービスの質的向上を図るほか、顧客企業の幅広いニーズに柔軟かつ的確な対応が出来る戦略的営業・技術教育の推進により、適正な収益を確保しつつ事業の拡大を図るべく努めておりますが、競合が厳しくなる中で受注が十分に確保できない、または技術料金が低下すること等によって当の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 顧客の業績等による影響について

当社の主要顧客であります製造業において、国内経済及び世界経済の景気が悪化し、顧客製造業の業績低迷から、設計部門においての開発費の削減が行われた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (11) 顧客情報の管理について

当社の社員は、業務遂行において顧客企業の機密性の高い情報に触れる機会があるため、当社では情報セキュリティ管理規程を定めたことで適正な情報管理を行うための体制を整え、情報管理レベルの向上に努めておりますが、各種情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用失墜等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (12) 労働災害等の発生について

当社の社員の就業場所は、顧客企業における業務環境が様々であるため、安全衛生管理は個別の業務環境に適応すべきと認識しております。そのため、配属部署別に取引先企業との協力の基で安全衛生教育や現場管理者に対する研修を行う等、常時、労働災害を未然に防止するように努めております。しかしながら、当社の社員が不測の事態に遭遇した場合は、企業イメージの悪化や損賠賠償請求等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (13) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等 を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当 社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除 することができるものと定められております。

#### ① 債務超過

当社(以下「甲」という)がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関す

るガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、 当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合 (株式会社日本 M&A センター(以下「乙」という)が適当と認める場合に限る。)には、2年以内 に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
  - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生 計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
  - ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。) を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営 計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該 公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった 場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合 (甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合) 又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づ かない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について 困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若

しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日 (事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を 行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者 の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適 当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合) 又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会 (普通出資者総会を含む。) の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主 総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役 の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

### ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、vii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に 定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる 事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ① 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこと となることが確実となった場合

⑩ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

13 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

④ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑤ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い

新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時 点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又 は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる 事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に 係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項 について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求 権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式 をいう。) の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為 に係る決議又は決定
- 16 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑩ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

® その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。 この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積り について過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不 確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

#### (2) 財政状態の分析

第23期事業年度末 (2021年9月30日)

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、1,926,994千円となり559,855千円増加しました。売上増に伴う売掛金の回収により現金及び預金が377,056千円増加したことが主な要因であります。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、419,229千円となり91,811千円減少しました。償却によりのれんが77,769千円減少したことが主な要因であります。

#### (流動負債)

事業年度末における流動負債の残高は、1,122,892千円となり335,892千円増加しました。利益増により未払 法人税等が202,374千円増加及び給与、賞与、買掛等の増加により未払費用が66,411千円増加したことが主な要 因であります。

#### (固定負債)

事業年度末における固定負債の残高は、855,522千円となり174,665千円減少しました。長期借入金が177,452 千円減少したことが主な要因であります。

#### (純資産)

事業年度末における純資産の残高は、367,808千円となり306,817千円増加しました。当期純利益を377,388千円計上したことが主な要因であります。

### 第24期中間会計期間末(2022年3月31日)

#### (流動資産)

当会計期間末における流動資産の残高は、1,685,836千円となり、前事業年度末より241,158千円減少しました。法人税の支払等により現金及び預金が297,649千円減少したことが主な要因であります。

#### (固定資産)

当会計期間末における固定資産の残高は、702,826千円となり、前事業年度末より283,596千円増加しました。 寮物件の取得により土地が38,926千円、建物が311,868千円増加したことが主な要因であります。

#### (流動負債)

当会計期間末における流動負債の残高は、781,065千円となり、前事業年度末より341,827千円減少しました。納付による未払法人税等が166,632千円減少及び未払消費税が98,535千円減少したことが主な要因であります。

### (固定負債)

当会計期間末における固定負債の残高は、1,149,267千円となり、前事業年度末より293,744千円増加しまし

た。物件購入に伴う長期借入金が281,369千円増加したことが主な要因であります。

#### (純資産)

当会計期間末における純資産の残高は、458,329千円となり、前事業年度末より90,521千円増加しました。中間純利益を89,363千円計上したことが主な要因であります。

- (3)経営成績の分析
  - 「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。
- (4)経営成績に重要な影響を与える要因 「4【事業等のリスク】」をご参照ください。
- (5) キャッシュ・フローの状況の分析 「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。
- (6) 運転資本

上場予定日(2022年11月18日)から 12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であることから、十分であると認識しております。

- (7) 経営者の問題意識と今後の方針について
- 「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

# 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

第23期事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

当事業年度において実施した設備投資の総額は、30,319千円であり、主に本社改装工事、各営業所の移転、及び 改装工事によるものであります。

第24期中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

当中間会計期間において実施した設備投資の総額は、370,571千円であり、主に寮物件の購入、支社の移転及び改装工事によるものであります。

## 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2022年3月31日

							20.	22年3月31日	
事業所名	急性の内皮		帳簿価格 (千円)						
(所在地)	設備の内容	建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	車両 運搬具	器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	従業員数 (名)	
本社 (熊本県熊本市)	本社 設備	31, 315	37, 190 (248. 56)	_	3, 440	6, 824	78, 771	505	
大津寮 (熊本県大津町)	寮	312, 698	38, 926 (1, 032. 17)		_	_	351, 624	l	
南関工場 (熊本県南関町)	寮	3, 787	l		_	_	3, 787	l	
東京 (東京都新宿区)	支社	6, 788	l		317	_	7, 106	60	
名古屋 (愛知県名古屋市)	支社	13, 316	l		_	_	13, 316	51	
大阪 (大阪府大阪市)	支社	225	l	_	_	_	225	61	
北九州 (福岡県北九州市)	支店	555	l	_	_	_	555	87	
北九州工場 (福岡県北九州市)	工場	1, 080	l		236	_	1, 316	20	
福岡 (福岡県福岡市)	支社	856	l		_	_	856	108	
久留米 (福岡県久留米市)	支店	1, 219		_	296	_	1, 515	107	
大分 (大分県大分市)	支店	2, 065		_			2, 065	127	

- 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
- 2. 本社以外の建物は賃借しており、年間の賃借料は47,211千円であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】 (2022年8月31日現在)

- (1) 重要な設備の新設等 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

# 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の 別、額面・無額 面の別及び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	事業年度 末現在発行数 (2021年9月30 日) (株)	公表日現在 発行数 (2022年10月27 日) (株)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	800	600	200	2, 000, 000	非上場	権利内容に何ら限定に行当社とはなる標準で式が、単元株のは100株であり、は100株であります。
計	800	600	200	2, 000, 000		

- (注) 1. 2022年5月30日開催の取締役会書面決議により、2022年6月15日付で普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は1,999,800株増加し、2,000,000株となっております。
  - 2. 2022年5月30日開催の取締役会書面決議で承認された株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年6月15日付をもって発行可能株式総数は7,999,200株増加し、8,000,000株となっております。
  - 3. 2022年6月15日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行われ、2022年6月15日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。
- (2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【MSCB等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
1999年9月2日	200	200	10,000	10,000		_
2018年12月1日(注1)	200	200	40,000	50,000	_	_
2022年6月15日(注2)	1, 999, 800	2, 000, 000	_	50,000	_	_

- (注) 1. 繰越利益剰余金の額を40,000千円減少し、その全部を資本金に組み入れたことによるものです。
  - 2.2022年6月15日の株主名簿に記載された株主に対し、分割比率を1:10,000として分割しました。

## (6) 【所有者別状況】

2022年8月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数100株)							5 / 1 0 1   1 / 2   2
区分	政府及び	V at IN BB	金融商品 その他の		外国治	去人等	個人		単元未満 株式の状況
	地方公共 団体	金融機関	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(株)
株主数 (人)	-	_	-	1	_	_	-	1	-
所有株式数 (単元)	_	_	-	20,000	_	_	_	20,000	_
所有株式数 の割合(%)	_	_	_	100	_	_	_	100	_

## (7) 【大株主の状況】

「第三部 株式公開情報 第3 株主の状況」に記載のとおりであります。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2022年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	_
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	普通株式 2,000,000	20,000	_
総株主の議決権	_	20,000	_

# ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

# (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は期末配当、中間配当の年2回を基本方針としており、配当の決定機関は中間 配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当社は、直近の事業進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、2021年9月期の中間配当は1株当たり352,854円とさせていただきました。

内部留保につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を優先的 に確保しつつ毎期の利益水準を勘案した上で、その実施を検討する所存であります。

### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

### 5 【役員の状況】

男性6名 女性-名(役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	報酬	所有株 式数 (株)
代表取締役 社長	_	三嶋 一秀	1954年6月17日	1976年4月 1986年9月 1988年12月 1992年12月 1999年9月 2016年1月	ブルームクラシック設立、代表 総合企画設立、代表 有限会社総合プラント設立、代表取 締役 株式会社総合プラント設立、代表取 締役 当社設立、代表取締役社長(現任) 株式会社松濤設立、代表取締役(現 任)	注1	注5	_
専務取締役	_	小田 進二	1971年2月6日	1991年4月 2002年12月 2011年7月 2014年10月	株式会社プレネットシステムズ入社 株式会社総合プラント入社 当社入社 当社取締役(現任)	注1	注5	_
取締役	ソリューシ ョン部 部長	高村 俊介	1983年12月2日	2005年4月 2006年3月 2020年12月	株式会社くすりのありあけ入社 当社入社 当社取締役 (現任)	注1	注5	_
取締役	エンジニア リング部 部長	橋本 祥嗣	1985年12月2日	2008年4月 2010年4月 2010年8月 2012年3月 2020年10月 2021年12月	株式会社キュー・スタッフ入社 私立ルーテル学院中学勤務 株式会社大劇入社 当社入社 当社執行役員 当社取締役(現任)	注1	注5	_

取締役 注3	_	千葉 康博	1980年2月13日	2004年10月 2004年10月 2009年5月 2011年4月 2020年6月	弁護士登録 野口・千葉法律事務所入所 ニューヨーク州弁護士登録 千葉総合法律事務所設立 当社社外取締役(現任)	注1	注5	_
監査役 注4	_	松下 英司	1982年8月12日	2010年1月 2013年1月 2013年9月 2013年9月 2013年12月 2020年1月 2020年6月	有限責任あずさ監査法人入所 松下欣司税理士事務所入所 公認会計士登録 松下英司公認会計士事務所設立 税理士登録 LONG AGE税理士法人、代表社員(現任) 当社社外監査役(現任)	注2	注5	_

- (注) 1. 取締役の任期は2022年6月15日から2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
  - 2. 監査役の任期は2022年6月15日から2025年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
  - 3. 取締役 千葉康博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 4. 監査役 松下英司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 5. 2021年9月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】⑥「役員報酬の内容について」」に記載のとおりです。
  - 6. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は2名であり、以下のとおりであります。 (記載の順序は執行役員の序列を示すものではありません。)

執行役員 松田 英明 Co. プランニング部 部長 執行役員 衛藤 真 エンジニアリング部

### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

- (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】
  - ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、社会やステークホルダーの皆様から 信頼され成長を期待される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスが極めて重要である ことを認識しており、経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、経営監督機能の充実化、 ステークホルダーとの適切な協働により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

### ②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

### 1) 取締役会

代表取締役社長が招集し、毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役5名(うち1名は社外取締役)で構成され、付議事項(取締役会規程で規定)の審議および経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。監査役は、取締役会出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜意見を述べております。なお、定款において取締役の員数は8名以内、監査役の員数は3名以内といたしており、取締役の任期は就任後2年、監査役の任期は4年であります。

### 2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役1名であります。

監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や 業務および財産等の状況調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。

### 3) 内部監査

当社の内部監査は、独立性を確保するために代表取締役が指名した者が内部監査を担当しております。内部監査の実施には、実施内容等に応じ適任者と監査チームを編成することで監査体制の強化をはかっております。

内部監査担当者は、会社全体を対象に、全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた 内部監査を実施しており、内部監査業務の有効性向上に努めております。

内部監査の結果報告につきましては、代表取締役社長に行われるほか、取締役会でも報告され、 改善勧告、フォローアップを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

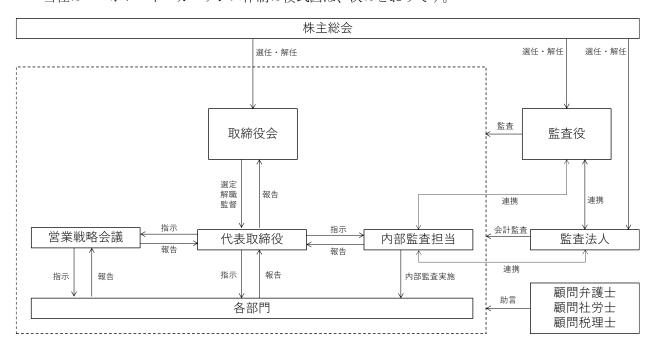
また、監査役と監査法人との間で適宜開催される連絡会に、必要に応じて内部監査担当者が参加しております。

内部監査担当者は、監査役および監査法人とは別の立場から監査を実施し、内部統制の充実、 強化に努めております。

#### 4) 会計監査

当社は和泉監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2021年9月期において監査を執行した公認会計士は加藤雅之氏、諏訪祐一郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



## ③内部統制システムの整備の状況について

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定 の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

#### 1) 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査部門が主管部署として、内部監査部門責任者以下2名が業務を 監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表 取締役社長に対し内部監査報告書を提出するとともに、改善指示書を作成し被監査部門に改 善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況について後日フォローアップし確認し ております。特に監査役とは年間監査計画の立案、定期の実地監査遂行において、相互に監査 視点及び結果等についての情報共有に努めております。

当社は監査役1名(社外監査役1名)により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。また、監査役、内部監査担当者及び監査法人と定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

#### 2) リスク管理体制の状況について

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、リスク管理規程、コンプライアンス 規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、各種規程に沿った業務を遂行することで 社内チェック・牽制機能を働かせております。また、当社は企業経営および日常の業務に関し て、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受 ける体制をとっております。

### 3) 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名および社外監査役1名を選任しており、第三者の立場から当社の経営 意思決定に関し、適時適切なアドバイスを受けております。

社外取締役である千葉康博氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験から、専門知識と 企業法務に係る豊富な知見による有効な助言を期待し、選任しております。

社外監査役である松下英司氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験から、専門知識と 企業会計に係る豊富な知見による有効な助言を期待し、選任しております。

両者とも、当社の間に、人的・資本的・取引などの関係その他の利害関係はございません。

### ④役員報酬の内容について

役員区分	報酬等の総額	報酬等0	報酬等の種類別の総額(千円)		
	(千円)	基本報酬	賞与	ストックオフ゜ション	役員の員数
					(人)
取締役(社外取締役を除く)	36, 280	36, 280	_	_	3
監査役(社外監査役を除く)	_	_	_	_	_
社外役員	8, 400	8, 400	_	_	2

# ⑤支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針について

支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を十分に検討することで、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。

### ⑥取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

### ⑦取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### ⑧株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### ⑨自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

### ⑩中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、 取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

### ⑪取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

## ⑫社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とし

ております。

# ⑬株式の保有状況

該当事項はありません。

### (2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	最近事	業年度
区 分	監査証明業務に基づ く報酬 (千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)
発行者	9,000	_

# ② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】 該当事項はありません。

## ④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

# 第6 【経理の状況】

- 1. 財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- 2. 中間財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52 年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- 3. 監査証明について
- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当事業年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表について、和泉監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当中間会計期間(2021年10月1日から2022年3月31日まで)の中間財務諸表について、和泉監査法人の監査を受けております。
- 4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

# 【財務諸表等】

# (1) 【財務諸表】

# ① 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	915, 643	1, 292, 699
受取手形	_	1,980
売掛金	435, 358	591, 149
仕掛品	1, 118	9, 595
前渡金	1, 432	_
前払費用	9, 186	17, 407
その他	9, 257	20, 036
貸倒引当金	△4, 858	$\triangle 5,875$
流動資産合計	1, 367, 138	1, 926, 994
固定資産		
有形固定資産		
建物	<b>※</b> 2 33, 905	<b>※</b> 2 47,856
構築物	988	927
車両運搬具	488	0
工具器具備品	2,026	6, 300
土地	<b>※</b> 2 37, 190	<b>※</b> 2 37, 190
リース資産	189	_
有形固定資産合計	<b>※</b> 1 74,788	<b>※</b> 1 92, 274
無形固定資産		
ソフトウェア	2, 430	7,027
ソフトウェア仮勘定	_	2, 164
のれん	233, 309	155, 539
無形固定資産合計	235, 740	164, 731
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期前払費用	9, 677	5, 513
繰延税金資産	159, 078	122, 080
その他	31,725	34, 599
投資その他の資産合計	200, 511	162, 224
固定資産合計	511, 040	419, 229
資産合計	1, 878, 179	2, 346, 223

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	19, 902	34, 333
短期借入金	189, 000	50,000
一年内返済予定の長期借入金	<b>※</b> 2 83, 452	<b>※</b> 2 177, 452
リース債務	204	_
未払金	14, 594	40, 862
未払費用	214, 013	280, 424
未払法人税等	773	203, 148
未払消費税等	172, 802	200, 156
預り金	51,712	76, 904
賞与引当金	39, 377	53, 966
その他	1, 167	5, 643
流動負債合計	787, 000	1, 122, 892
固定負債		
社債	450, 000	450, 000
長期借入金	<b>※</b> 2 544, 183	<b>※</b> 2 366, 731
役員退職慰労引当金	36, 005	38, 791
固定負債合計	1, 030, 188	855, 522
負債合計	1, 817, 188	1, 978, 415

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年 9 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
利益準備金	2, 500	9, 557
繰越利益剰余金	8, 490	308, 251
利益剰余金合計	10, 990	317, 808
株主資本合計	60, 990	367, 808
純資産合計	60, 990	367, 808
負債純資産合計	1, 878, 179	2, 346, 223

	/ >>/ / / / / .		_	- 1	_	. \
- 1	(単位	•	-	-	ш	I١

	当中間会計期間 (2022年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	995, 050
受取手形、売掛金及び契約資産	649, 052
仕掛品	5, 871
前払費用	39, 826
その他	2, 140
貸倒引当金	△6, 106
流動資産合計	1, 685, 836
固定資産	
有形固定資産	
建物	<b>※</b> 2 373, 012
構築物	896
工具器具備品	5, 355
土地	<b>※</b> 2 76, 116
有形固定資産合計	<b>※</b> 1 455, 381
無形固定資産	
ソフトウェア	6, 824
ソフトウェア仮勘定	2, 905
のれん	116, 654
無形固定資産合計	126, 384
投資その他の資産	
出資金	30
長期前払費用	4, 237
繰延税金資産	83, 596
その他	33, 195
投資その他の資産合計	121, 060
固定資産合計	702, 826
資産合計	2, 388, 662

# 当中間会計期間 (2022年3月31日)

(2022年3月31日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	35, 778
一年内返済予定の長期借入金	<b>※</b> 2 137, 412
未払金	34, 330
未払費用	315, 652
未払法人税等	36, 515
未払消費税等	101, 621
預り金	68, 662
賞与引当金	47, 611
その他	3, 479
流動負債合計	781, 065
固定負債	
社債	450, 000
長期借入金	<b>※</b> 2 648, 100
役員退職慰労引当金	51, 166
固定負債合計	1, 149, 267
	1, 930, 332
純資産の部	
株主資本	
資本金	50, 000
利益剰余金	
利益準備金	9, 557
繰越利益剰余金	398, 772
利益剰余金合計	408, 329
株主資本合計	458, 329
純資産合計	458, 329
負債純資産合計	2, 388, 662

# ② 【損益計算書】

		前事業年度		(単位:千円 当事業年度
	(自 至	2019年10月1日 2020年9月30日)	(自 至	2020年10月1日 2021年9月30日
売上高		3, 898, 932		4, 891, 88
売上原価		3, 203, 686		3, 950, 56
売上総利益	-	695, 246		941, 32
販売費及び一般管理費		<b>※</b> 1 712, 643		<b>※</b> 1 624, 71
営業利益又は営業損失(△)		△17, 397		316, 61
営業外収益				
受取利息		11		
保険解約差益		42, 573		296, 43
その他		9, 854		17, 02
営業外収益合計		52, 439		313, 46
営業外費用				
支払利息		7, 156		6, 73
電子記録債権売却損		2, 529		2, 91
社債利息		2, 425		1, 70
保険譲渡差損		24, 898		-
その他		2, 981		92
営業外費用合計	-	39, 991		12, 28
経常利益又は経常損失(△)		△4, 949		617, 79
特別損失				
固定資産売却損		_		25
役員退職慰労引当金繰入		33, 785		-
債権放棄損		<b>※</b> 2 21,533		-
その他		6, 114		-
特別損失合計	-	61, 432		25
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失(△)		△66, 381		617, 53
法人税、住民税及び事業税		1, 365		203, 14
法人税等調整額		24, 067		36, 99
法人税等合計		25, 432		240, 14
当期純利益又は当期純損失(△)		△91,814		377, 38

# 【売上原価明細書】

			前事業年	度	当事業年	F度
			(自 2019年1	0月1日	(自 2020年10月1日	
			至 2020年9	月 30 日)	至 2021年	9月30日)
	区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I	材料費		_	_	8, 864	0.2
$\Pi$	労務費		2, 916, 963	92.5	3, 520, 844	89. 0
Ш	外注加工費		191, 770	6. 1	241, 354	6. 1
IV	経費		43, 993	1.4	185, 086	4.7
	当期総製造費用		3, 152, 727	100.0	3, 956, 150	100.0
	仕掛品期首棚卸高		-		1, 118	
	合計		3, 152, 727		3, 957, 269	
	仕掛品期末棚卸高		1, 118		9, 595	
	商品仕入高		5, 632		2, 891	
	当期売上原価		3, 157, 241		3, 950, 565	

(単位	千	

	(単位:千円)
	当中間会計期間 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 3 月31日)
売上高	2, 792, 014
売上原価	2, 309, 758
売上総利益	482, 255
販売費及び一般管理費	332, 974
営業利益	149, 281
営業外収益	
受取利息	1
不動産賃貸収入	13, 300
助成金収入	10, 392
その他	850
営業外収益合計	24, 544
営業外費用	
支払利息	4, 577
電子記録債権売却損	1,554
社債利息	851
不動産賃貸費用	5, 856
その他	123
営業外費用合計	12, 963
<b>圣常利益</b>	160, 862
特別利益	
固定資産売却益	2,897
特別利益合計	2, 897
说引前中間純利益	163, 759
去人税、住民税及び事業税	36, 515
法人税等調整額	37, 880
法人税等合計	74, 396
中間純利益	89, 363
	<del></del>

# ③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

<u>(単</u>位:千円)

			株主資本		
	次十人		利益剰余金		株主資本合計
	資本金	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	体土貫平古司
当期首残高	50, 000	2, 500	100, 305	102, 805	152, 805
当期変動額					
当期純損失 (△)	_	_	△91,814	△91,814	△91,814
株主資本以外の項目の当期					
変動額(純額)					
当期変動額合計			△91,814	△91,814	△91,814
当期末残高	50, 000	2, 500	8, 490	10, 990	60, 990

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					
	次十人		利益剰余金		サー次十八司	
	資本金	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	
当期首残高	50, 000	2, 500	8, 490	10, 990	60, 990	
当期変動額						
剰余金の配当	_	_	△77, 627	△77, 627	△77, 627	
配当に伴う利益準備金積立		7, 057		7, 057	7, 057	
当期純利益			377, 388	377, 388	377, 388	
株主資本以外の項目の当期						
変動額(純額)						
当期変動額合計		7, 057	299, 760	306, 817	306, 817	
当期末残高	50,000	9, 557	308, 251	317, 808	367, 808	

# 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金			株主資本合計	
	貝平並	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	体土貝平口司
当期首残高	50,000	9, 557	308, 251	317, 808	367, 808
会計方針の変更による累積的影響額		_	1, 158	1, 158	1, 158
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	9, 557	309, 409	318, 966	368, 966
当中間期変動額					
中間純利益	_	_	89, 363	89, 363	89, 363
株主資本以外の項目の当期変動額					
(純額)					
当中間期変動額合計	_	_	89, 363	89, 363	89, 363
当中間期末残高	50,000	9, 557	398, 772	408, 329	458, 329

(単位:千円)

		(単位:十円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年10月1日	(自 2020年10月1日
	至 2020年9月30日)	至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	△66, 381	617, 534
減価償却費	4, 683	5, 542
賞与引当金の増減額(△は減少)	39, 377	14, 589
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	36, 005	2, 786
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2, 358	1,016
受取利息	∆11	$\triangle 4$
保険解約差益	$\triangle 42,573$	△296, 436
支払利息	7, 156	6, 731
固定資産売却損	· <u> </u>	258
売上債権の増減額(△は増加)	$\triangle 23,307$	△170, 131
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1, 118	$\triangle 8,476$
仕入債務の増減額(△は減少)	19, 902	14, 431
のれん償却費	77, 769	77, 769
その他	191, 322	149, 727
小計	245, 183	415, 338
利息の受取額	2	2
利息の支払額	$\triangle 8,829$	$\triangle 8,721$
法人税等の還付額	7, 615	711
法人税等の支払額	△2, 244	△773
営業活動によるキャッシュ・フロー	241, 727	406, 557
投資活動によるキャッシュ・フロー		•
有形固定資産の取得による支出	$\triangle 5,724$	$\triangle 22,397$
無形固定資産の取得による支出	△1, 094	$\triangle 7,649$
有形固定資産の売却	, <u> </u>	272
定期預金預入による支出	$\triangle 24,000$	$\triangle 24,000$
保険積立金の解約による収入	42, 810	297, 574
その他	$\triangle 7,938$	$\triangle 21,648$
投資活動によるキャッシュ・フロー	4, 051	222, 153
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入		
短期借入金の増減	189, 000	△139, 000
長期借入金の借入による収入	48,000	_
長期借入金の返済による支出	△189, 116	△83, 452
配当金の支払額	_	△53,000
その他	$\triangle 2$ , 046	△204
財務活動によるキャッシュ・フロー	45, 837	△275, 656
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	291, 616	353, 054
現金及び現金同等物の期首残高	499, 991	791, 608
現金及び現金同等物の期末残高	× 1 791, 608	<b>※</b> 1 1, 144, 662
New York Or New Land A 1/4 - 5 MANA/WIED	7.1 101,000	7. 1, 111, 002

当	中間会計期間
(自	2021年10月1日
至	2022年3月31日

	当中間会計期間
	(自 2021年10月1日
	至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	163, 759
減価償却費	3, 805
賞与引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 6,354$
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	12, 375
貸倒引当金の増減額(△は減少)	231
受取利息	$\triangle 1$
不動産賃貸収入	△13, 300
助成金収入	$\triangle 10,392$
支払利息	4, 577
社債利息	851
電子記録債権売却損	1, 554
不動産賃貸費用	5, 856
固定資産売却益	△2, 897
売上債権の増減額(△は増加)	$\triangle 40, 122$
棚卸資産の増減額(△は増加)	3, 723
仕入債務の増減額(△は減少)	1, 444
未払消費税の増減	△98, 847
未払金の増減	△6, 531
未払費用の増減	35, 002
のれん償却費	38, 884
その他	$\triangle 29, 196$
· 小計	64, 423
利息の受取額 <u>-</u>	1
利息の支払額	$\triangle 5, 139$
法人税等の支払額	$\triangle 203, 148$
助成金の受取額	10, 392
営業活動によるキャッシュ・フロー	△133, 470
と資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	$\triangle 369,974$
無形固定資産の取得による支出	$\triangle 1,525$
有形固定資産の売却による収入	2, 897
投資不動産の賃貸による収入	13, 300
投資不動産の賃貸に係る支出	△1,806
定期預金預入による支出	△12, 000
敷金及び保証金の回収による収入	2, 228
敷金及び保証金の支払による支出_	△627
投資活動によるキャッシュ・フロー	△367, 509
†務活動によるキャッシュ・フロー	
新株予約権の発行による収入	
短期借入金の増減	△50,000
長期借入金の借入による収入	345, 000
長期借入金の返済による支出	△103, 669
財務活動によるキャッシュ・フロー	191, 330
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△309, 649
現金及び現金同等物の期首残高	1, 144, 662
現金及び現金同等物の中間期末残高	835, 012
フロエ/へ O フロエロ 4 1/4・2 1 1日/灯/IV/A1日 -	000, 012

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~37年

構築物 15年~20年

車両運搬具 6年

工具器具備品 4年~15年

(2)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。 また、のれんについては、その効果が発現すると見積もられる期間 (5年) に基づいております。

- 3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるために、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上 しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、 価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 122,080千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業計画により見積もられた将来の課税所得の発生時期及び金額に基づき、回収可能性が見込まれる

金額を繰延税金資産として計上しております。当該課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度 以降の財務諸表において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (未適用の会計基準等)

#### 1. 収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号2020年3月31日企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は、次の5ステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時にまたは充足するに伴って認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

#### 2. 時価の算定に関する基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産 また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注 記事項が定められました。
- (2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定でありま

### す。

### (貸借対照表関係)

### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年 9 月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)	
有形固定資産の減価償却累計額	25,753 千円	27,620千円	

# ※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年 9 月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
土地	37, 190 千円	37, 190千円
建物	25,643 千円	31,176千円
計	62,833千円	68, 366千円

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
一年内返済予定の長期借入金	9,336 千円	9,336千円
長期借入金	80,872 千円	71,536千円
	90, 208 千円	80,872千円

### (損益計算書関係)

### ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	31,600 千円	44,680千円
給与手当	222,835 千円	229,611千円
賞与引当金繰入額	13,713 千円	15,800千円
減価償却費	4,683 千円	5,542千円
貸倒引当金繰入額	2,358 千円	1,016千円
保険料	90, 261 千円	3,754千円
のれん償却費	77, 769 千円	77,769千円
役員退職慰労引当金繰入	2,220 千円	2,786千円
おおよその割合		
販売費	9 %	5 %
一般管理費	91%	95%

### ※2 債権放棄損

前事業年度(自2019年10月1日 至2020年9月30日)

債権放棄損21,533千円は、株式会社松濤に対する債権放棄によるものであります。

当事業年度(自2020年10月1日 至2021年9月30日) 該当事項はありません。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式0	り種類		当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普	通	株	式	200	_		200

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 配当に関する事項
   該当事項はありません。

### 当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式0	り種類		当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普	通	株	式	200	1	1	200

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 配当金支払額

① 金銭による配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月21日	华泽州一	F2 000	965 000	0001年9月91日	9001/F C F 90 F
臨時株主総会	普通株式	53, 000	265, 000	2021年3月31日	2021年6月22日

### ② 金銭以外による配当支払額

決議	株式の 種類	配当財産 の種類	配当財産の帳簿 価格 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月21日 臨時株主総会	普通 株式	会員権	17, 570		2021年 3月31日	2021年 6月22日

#### (キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	915, 643千円	1,292,699千円
預入期間が3か月を超える定期預金	124,035千円	148,037千円
現金及び現金同等物	791,608千円	1,144,662千円

#### 2 重要な非資金取引の内容

三人 6 7 7 至 7 7 1		
	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現物配当による会員権の減少額	_	17,570千円

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用にあたっては預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によって行っております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、定期的に取引先の財務状況等を把握することで管理しております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後7年であります。このうちの一部は変動金利による資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法で管理しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、 財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク (金利等の変動リスク) の管理

借入金に係る金利の変動リスクに対しては、月別に変動リスクを把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理 しております。

# (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2020年9月30日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	915, 643	915, 643	_
(2) 受取手形	_	_	_
(3) 売掛金	435, 358	435, 358	_
資産計	1, 351, 002	1, 351, 002	_
(1) 買掛金	19, 902	19, 902	_
(2) 短期借入金	189, 000	189, 000	_
(3) 社債(1年内償還予定を含 む)	450, 000	455, 402	5, 402
(4)長期借入金(1年内返済予定 を含む)	627, 635	627, 261	△373
負債計	1, 286, 741	1, 291, 770	5, 028

### 当事業年度(2021年9月30日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	1, 292, 699	1, 292, 699	_
(2) 受取手形	1,980	1, 980	_
(3) 売掛金	591, 149	591, 149	_
資産計	1, 885, 829	1, 885, 829	_
(1) 買掛金	34, 333	34, 333	_
(2) 短期借入金	50,000	50,000	_
(3) 社債(1年内償還予定を含 む)	450, 000	453, 717	3, 717
(4)長期借入金(1年内返済予定 を含む)	544, 183	544, 373	190
負債計	1, 078, 516	1, 082, 423	3, 908

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資産

### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

### (1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 社債(1年内償還予定を含む)、(4)長期借入金(1年内返済予定を含む)

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、長期借入金の内変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価格にほぼ等しいと考えられるため当該帳簿価格によっております。

#### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	2020年9月30日	2021年9月30日
出資金	30	30

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

#### (注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020年9月30日)

	1 年以内 (千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以 内 (千円)	10年超 (千円)	
現金及び預金	915, 643	_		_	
売掛金	435, 358	_	_	_	
合計	1, 351, 002	_	_	_	

#### 当事業年度 (2021年9月30日)

	1 年以内 (千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以 内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1, 292, 699	_	_	_
受取手形	1, 980	_	_	_
売掛金	591, 149	_	_	_
合計	1, 885, 829	_	_	_

# (注4) 短期借入金、社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の償還予定額 前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	189, 000		_			
社債	_	_	_	400, 000	50,000	
長期借入金	83, 452	177, 452	87, 452	60, 864	53, 340	165, 075
リース債務	204	_	_	_	_	_

# 当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	50,000	_	_	_	_	_
社債	_	_	400, 000	50,000	_	_
長期借入金	177, 452	87, 452	60, 864	53, 340	52, 883	112, 192

#### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

		(十区:114)			
	前事業年度	当事業年度			
	(2020年9月30日)	(2021年9月30日)			
繰延税金資産					
賞与引当金	13, 490	18, 489			
賞与対応法定福利費	2, 023	2, 757			
役員退職慰労引当金	12, 335	13, 290			
資産調整勘定	121, 590	81,060			
繰越欠損金	21, 573	-			
その他	2,060	21, 359			
繰延税金資産小計	173, 074	136, 956			
評価性引当額	△13, 995	$\triangle$ 14, 875			
繰延税金資産合計	159, 078	122, 080			

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2020年9月30日)	(2021年9月30日)
法定実効税率	税引前当期純損失のため、	34.3%
(調整)	注記を省略しております。	
住民税等均等割		0.2%
評価性引当額の増減		0.1%
のれん償却額		4.3%
その他		0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		38.9%

### (資産除去債務関係)

当社は、賃貸事務所等の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該契約に伴う敷金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度に属する金額を費用計上する方法によっております。

#### (セグメント情報)

### 【セグメント情報】

当社は、総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【関連情報】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、 記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
株式会社荏原製作所	483, 718

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、 記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
株式会社荏原製作所	608, 996

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

### 【関連当事者情報】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

- 1. 関連当事者との取引
  - (1) 役員及び主要株主 (個人の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引 の内 容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末 残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	三嶋一秀	_	_	当社代表 取締役社 長、㈱松 濤代表取 締役	被所有 直接 100%	_	債務被 保証	1, 103, 261	短期借入金 一年内返済予定の 長期借入金 社債 長期借入金	189, 000 63, 348 450, 000 400, 913

(注) 当社は、銀行借入及び社債の発行に対して上記の代表取締役より債務保証を受けております。取引金額は期 末の借入金残高を記載しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。

なお、本発行者情報公表日現在においては、銀行からの借入金及び社債については債務保証を解消しております。

(2) 役員及び主要株主が議決権の過半数を所有している会社

種類	会等 名 又 氏	所在 地	資本金 又は 出資金 (千円)	事の名は業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末 残高 (千円) (注1)
役員及び主							経営指導料	36, 000		
要株主が議決権の過半	(株)松濤	熊本市	20,000	不動 産管	_	役員の兼任	不動産の購入	62, 688		_
数を所有し	(14)(1五(前	中央区	20,000	理業		不動産の購入	保険契約譲渡	4,970		
ている会社				,,,			債権の放棄	21, 533		

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - ・経営指導料については、業務の内容を勘案して決定しております。
    - ・不動産の購入額については、不動産鑑定価格に基づいて決定しております。
    - ・保険契約の譲渡額については、譲渡時点での解約返戻金としております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1) 親会社情報 株式会社松濤(非上場)
  - (2) 重要な関係会社の要約財務情報 該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

- 1. 関連当事者との取引
  - (1) 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引 の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末 残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	三嶋一秀	_	_	当社代表 取締役社 長、㈱松 濤代表取 締役	被所有 直接 100%	_	債務被 保証	900, 913	短期借入金 一年内返済予定の 長期借入金 社債 長期借入金	50, 000 63, 348 450, 000 337, 565

(注) 当社は、銀行借入及び社債の発行に対して上記の代表取締役より債務保証を受けております。取引金額は期 末の借入金残高を記載しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。

なお、本発行者情報公表日現在においては、銀行からの借入金及び社債については債務保証を解消しております。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1) 親会社情報 株式会社松濤(非上場)
  - (2) 重要な関係会社の要約財務情報 該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	30. 49円	183. 90円
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額(△)	△45. 90円	188. 69円

- (注) 1. 当社は、2022年6月15日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
  - 2.1株当たり純利益金額又は当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)		
当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)(千円)	△91,814	377, 388
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式に係る当期純利益金額 又は普通株式に係る当期純損失金額(千円)	△91,814	377, 388
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 000, 000	2, 000, 000

### 3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2020年9月30日)	当事業年度末 (2021年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	60, 990	367, 808
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	_	_
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	60, 990	367, 808
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	2, 000, 000	2, 000, 000

### (重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2022年5月30日開催の取締役会書面決議に基づき、2022年6月15日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、2022年6月15日開催の臨時株主総会において単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1)株式分割及び単元株制度導入の目的 株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度を採用しております。

### (2)株式分割の概要

①分割の方法 2022年6月15日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき 10,000株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数 普通株式 1,999,800株

- ③株式分割後の発行済株式総数 普通株式 2,000,000株
- ④株式分割後の発行可能株式総数 普通株式 8,000,000 株
- ⑤株式分割の効力発生日 2022年6月15日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3)単元株制度の採用 普通株式の単元株式数を100株といたしました。

#### 【注記事項】中間財務諸表

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア 仕掛品

個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~37年

構築物 15年~20年

車両運搬具 6年

工具器具備品 4年~15年

(2)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。 また、のれんについては、その効果が発現すると見積もられる期間 (5年) に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるために、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上 しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29 号 2020 年 3 月 31 日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30 号 2021 年 3 月 26 日公表分)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受

け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項 該当事項はありません。

#### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、本会計基準の適用による財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、この適用による財務諸表への影響はありません。

# (中間貸借対照表関係)

# ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2022年 3 月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額		28,221 千円

### ※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2022年3月31日)
土地	37,190千円
建物	30,347千円
計	67,537千円
	当中間会計期間 (2022年3月31日)
一年内返済予定の長期借入金	38,340千円
長期借入金	85,925千円
計	124, 265千円

# (中間損益計算書関係)

### ※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	25,560千円
給与手当	109,768千円
賞与引当金繰入額	20,023千円
減価償却費	3,805千円
貸倒引当金繰入額	231千円
保険料	3,368千円
のれん償却費	38,884千円
役員退職慰労引当金繰入	12,375千円
合	
販売費	2 %
一般管理費	98%
	給与手当 賞与引当金繰入額 減価償却費 貸倒引当金繰入額 保険料 のれん償却費 役員退職慰労引当金繰入 I合 販売費

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式0	り種類		当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普	通	株	式	200	_	_	200

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 配当に関する事項
   該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	995, 050千円
預入期間が3か月を超える定期預金	160,037千円
現金及び現金同等物	835,012千円

#### (金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	450, 000	452, 875	2,875
(2)長期借入金(1年内返済予定を含む)	785, 513	745, 890	△39, 622
負債計	1, 235, 513	1, 198, 765	△36, 747

- (注1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。
  - 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに 分類しております。 レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算 定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(2022年3月31日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定を含む)	_	452, 875	_	452, 875
長期借入金(1年内返済予定を含む)	_	745, 890	_	745, 890
負債計	_	1, 198, 765	_	1, 198, 765

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、 割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (資産除去債務関係)

当社は、賃貸事務所等の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該契約に伴う敷金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度に属する金額を費用計上する方法によっております。

#### (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当中間会計期間
	(自 2021年10月1日
	至 2022年3月31日)
一時点で移転される財又はサービス	25, 899
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2, 766, 115
顧客との契約から生じる収益	2, 792, 014
その他の収益	_
売上高合計	2, 792, 014

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針)「5. 重要な収益及び 費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位:千円)

顧客との契約から生じた債権の残高

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	613, 911
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	649, 052

#### 【セグメント情報】

当社は、総合エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【関連情報】

当中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、 記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
株式会社荏原製作所	344, 434

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

### 【関連当事者情報】

当中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
  - (1) 役員及び主要株主 (個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1) 親会社情報 株式会社松濤(非上場)
  - (2) 重要な関係会社の要約財務情報 該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	229. 16円
1株当たり中間純利益金額	44. 68円

- (注) 1. 当社は、2022年6月15日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額を算定しております。
  - 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	89, 363
普通株主に帰属しない金額(千円)	_
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	89, 363
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 000, 000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	458, 329
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	_
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	458, 329
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	2, 000, 000

### (重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2022年5月30日開催の取締役会書面決議に基づき、2022年6月15日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、2022年6月15日開催の臨時株主総会において単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

- (1)株式分割及び単元株制度導入の目的 株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度を採用しております。
- (2)株式分割の概要
- ①分割の方法 2022年6月15日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき 10,000株の割合をもって分割いたしました。
  - ②株式分割による増加株式数 普通株式 1,999,800株
  - ③株式分割後の発行済株式総数 普通株式 2,000,000株
  - ④株式分割後の発行可能株式総数 普通株式 8,000,000 株
  - ⑤株式分割の効力発生日 2022年6月15日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3)単元株制度の採用 普通株式の単元株式数を100株といたしました。

# ⑤ 【附属明細表】

# 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

# 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	37, 022	16, 067	-	53, 090	5, 233	2, 116	47, 856
構築物	1, 061	-	-	1, 061	133	61	927
車両運搬具	5, 583	637	530	5, 689	5, 689	595	0
工具器具備品	6, 590	5, 965	-	12, 556	6, 256	1, 691	6, 300
土地	37, 190	-	-	37, 190	_	_	37, 190
リース資産	10, 308			10, 308	10, 308	189	_
有形固定資産計	97, 755	22, 670	530	119, 894	27, 620	4, 653	92, 274
無形固定資産							
ソフトウエア	3, 603	5, 485	-	9, 088	2, 061	888	7, 027
ソフトウエア仮勘定	_	2, 164	_	2, 164	_	_	2, 164
のれん	388, 849		-	388, 849	233, 309	77, 769	155, 539
無形固定資産計	392, 453	7, 649	-	400, 102	235, 371	78, 658	164, 731
長期前払費用	14, 413		1, 604	12, 809	7, 295	2, 559	5, 513

# 【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
保証付私募債 第二回	2018年10月25日	100, 000	100, 000	0.4	_	2023年10月25日
保証付私募債 第三回	2018年11月1日	300, 000	300, 000	0. 376	_	2023年10月30日
保証付私募債 第四回	2020年9月25日	50,000	50, 000	0.35	_	2025年9月25日
合計	_	450, 000	450, 000	_	_	_

# (注) 1. 決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
_	_	400, 000	50, 000	_

# 【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4, 858	5, 875	_	4, 858	5, 875
賞与引当金	39, 377	53, 966	39, 377	_	53, 966
役員退職慰労引当金	36, 005	2, 786	_	_	38, 791

# 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	189, 000	50, 000	0.83	_
1年以内に返済予定の長期借入金	83, 452	177, 452	1.06	_
1年以内に返済予定のリース債務	204	_	_	_
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	544, 183	366, 731	1.01	2023年4月25日~ 2030年5月25日
合計	816, 839	594, 183	_	_

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
  - 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日以降5年以内における1年ごとの 返済予定額の総額

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	87, 452	60, 864	53, 340	52, 883

# (2) 【主な資産及び負債の内容】

# ① 流動資産

# イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	189
預金	
普通預金	1, 144, 472
定期預金	148, 037
計	1, 292, 699

### 口. 受取手形

# (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱マキテック	1,661
日鉄テックスエンジ㈱	319
計	1,980

# (口)期日別内訳

期日別	金額(千円)
2021年11月	678
2021年12月	758
2022年1月	542
計	1,980

# ハ. 売掛金

# 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱荏原製作所	61, 920
本田技研工業㈱	32, 875
九州NSソリューションズ㈱	26, 999
㈱レスターエレクトロニクス	16, 647
平田機工㈱	15, 357
その他	437, 348
승 <del>하</del>	591, 149

# 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) <u>(A)+(D)</u>
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{\text{(C)}}{\text{(A)} + \text{(B)}} \times 100$	2 (B) 365
435, 358	5, 582, 162	5, 426, 371	591, 149	90.17	33. 56

<sup>(</sup>注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

# 二. 仕掛品

区分	金額(千円)
仕掛ソフト開発	1, 354
仕掛設計製造	8, 241
合計	9, 595

# ② 流動負債

# イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
キャル	4,051
ツバコー九州	3, 451
インフォプラックス	1,916
スタイルフリー	1,815
アスカ	1,661
その他	21, 438
승카	34, 333

# 口. 短期借入金

相手先	金額(千円)
みずほ銀行熊本支店	50,000
合計	50,000

# ハ. 一年以内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
商工組合中央金庫熊本支店	90, 104
肥後銀行神水支店	39,000
熊本銀行本店営業部	38, 340
その他	10,008
슴콹	177, 452

# 二. 未払費用

相手先	金額(千円)
未払給与	225, 067
熊本東年金事務所	51,883
肥後銀行他	669
大和証券オフィス投資法人	2, 794
松濤	9
合計	280, 424

# ③ 固定負債

# イ. 長期借入金

相手先	金額(千円)
肥後銀行神水支店	234, 000
熊本銀行本店営業部	105, 095
商工組合中央金庫熊本支店	15, 166
その他	12, 470
合計	366, 731

# (3) 【その他】

該当事項はありません。

# 第7 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで		
定時株主総会	毎年12月		
基準日	毎年9月30日		
株券の種類	_		
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日		
1 単元の株式数	100株		
株式の名義書換え(注)			
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社		
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社		
名義書換手数料	無料		
新券交付手数料	該当事項はありません。		
単元未満株式の買取り			
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社		
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社		
買取手数料	無料		
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.techno-creative.co.jp/ir/		
株主に対する特典	該当事項はありません。		

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨 を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

# 第二部 【特別情報】

# 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 第三部 【株式公開情報】

# 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

# 第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

# 第3 【株主の状況】

(2021年8月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社 松濤	熊本県熊本市中央区	2, 000, 000	100.00
# <del> </del>	_	2,000,000	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)
  - 2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2022年10月24日

株式会社テクノクリエイティブ 取締役会 御中

和泉監查法人

東京都新宿区

代表社員 業務執行社員

代表社員 業務執行社員

公認会計士和新祖之

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例 110条第5項の規定基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノ クリエイティブの2020年10月1日から2021年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわ ち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計 方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基 準に準拠して、株式会社テクノクリエイティブの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をも って終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適 正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載さ れている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立してお り、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基 礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の事項

会社の2021年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

# 財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務 諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能 性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他 の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

# 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2022年10月24日

株式会社テクノクリエイティブ 取締役会 御中

和泉監查法人

東京都新宿区

代表社員 業務執行社員

代表社員 業務執行社員

公認会計士协脉推之

### 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例 110条第5項の規定基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノ クリエイティブの2021年10月1日から2022年9月30日までの第24期事業年度の中間会計期間 (2021年10月1日から2022年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、 中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針 及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務 諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノクリエイティブの2022年3月31日現在の財政状態並 びに同日をもって終了する中間会計期間(2021年10月1日から2022年3月31日まで)の経営成績 及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監 査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人 の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会 社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重 要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断し た内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査 の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中 間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中 間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業 は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財 務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸

表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な 情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守 したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を 除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上